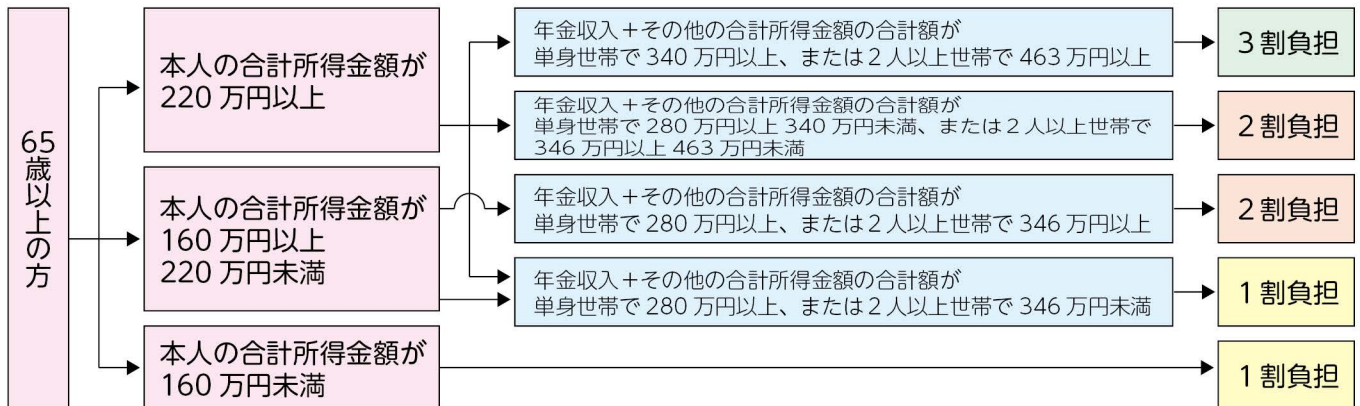


6. 介護（予防）サービスにかかる費用

介護サービスを利用した場合には、費用の一定割合（1割～3割）を負担していただきます。

利用者負担の判定の流れ



- ※1 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。
- ※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。
- ※3 「その他の合計所得金額」とは、※2の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

(1) 在宅サービスを利用した場合の負担額

在宅サービスの利用に際しては、要支援・要介護状態区別に、介護保険で利用できる1か月分の上限額（支給限度額）が決められています。利用者の負担は、費用の1割～3割です。

1か月の支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

限度額を超えてサービスを利用する場合は・・・

介護サービスには、前記のように要介護度に応じた上限（支給限度額）が決められていますが、もしその上限額を超えるサービスを利用する場合、その分については全額自己負担となります。

【例】要介護1（支給限度額167,650円）の人が、20万円のサービスを利用した場合

支給限度額 167,650円

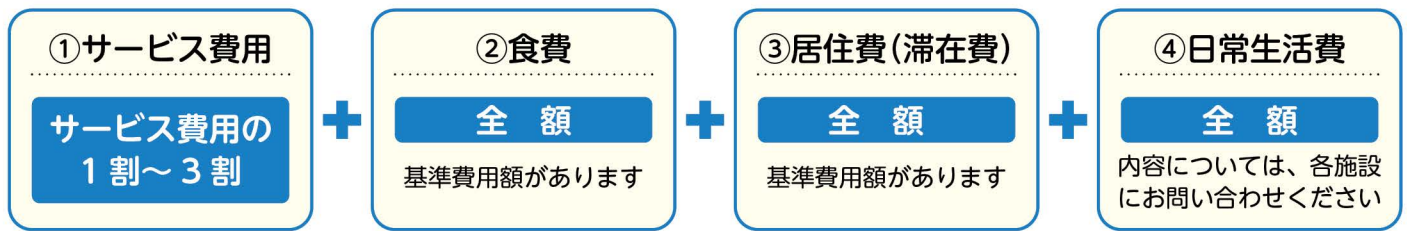
20万円のサービス利用

保険給付額（9割）150,885円

自己負担（1割）16,765円 + 自己負担額（保険対象外）32,350円

合計自己負担額 49,115円

(2) 施設サービスを利用した場合の負担額



施設サービスを利用した場合の負担額は、①サービス費用の1割（一定額以上は2割または3割）②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれの全額が利用者負担となります。短期入所生活・療養介護と通所介護、通所リハビリテーションの滞在費、食費も全額個人負担となります。

ただし、低所得者の人には要件を満たした方へ負担限度額（特定入所者介護サービス費 P24 参照）が設けられています。

■ 基準費用額（1日当たり）

全額自己負担した場合の平均的な費用の額（基準費用額）	1日当たりの居住（滞在）費				1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（特養）	多床室（特養）	
	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

※居室の種別ごとの居住費（滞在費）と食費の額です（具体的な金額等は施設との契約によるので、異なる場合もあります）。

※介護老人福祉施設を利用した場合の従来型個室及び多床室の負担額は、（ ）内の金額となります。

特定入所者介護サービス費

低所得の人の施設利用が困難とならないように、要件を満たす方が申請し、市から認定されると、介護保険の施設サービス・短期入所サービスを利用した際、食費・居住費（滞在費）の軽減を受けられる制度です。なお、低所得による自己負担限度額の適用を受けるためには、市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受ける必要があります。

※所得に応じた負担限度額までが自己負担となり、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

■ 対象となるサービス

介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護保健施設サービス、介護療養院サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護医療院サービス（有料老人ホーム・グループホーム・デイサービス等は対象外です）

■ 対象者となる人

本人、配偶者の「預貯金等の総額」が利用者負担段階に応じた上限額以下かつ、本人、配偶者及び世帯員全員の市民税が非課税の人。または、生活保護受給者。

（利用者負担段階に応じた上限額）

第1段階（生活保護受給者を除く）、2号保険者	単身 1,000万円（夫婦：2,000万円）以下
第2段階	単身 650万円（夫婦：1,650万円）以下
第3段階①	単身 550万円（夫婦：1,550万円）以下
第3段階②	単身 500万円（夫婦：1,500万円）以下

利用者負担段階と負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		負担限度額（日額）	
区分	対象者	居住費（滞在費）	食費
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	ユニット型個室 820円 ユニット型個室的多床室 490円 従来型個室（特養） 320円 従来型個室（老健・療養型） 490円 多床室 0円	300円 (300円※)
第2段階	市民税非課税世帯で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が80万円以下の人	ユニット型個室 820円 ユニット型個室的多床室 490円 従来型個室（特養） 420円 従来型個室（老健・療養型） 490円 多床室 370円	390円 (600円※)
第3段階 ①	市民税非課税世帯で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が80万円超から120万円以下の人	ユニット型個室 1,310円 ユニット型個室的多床室 1,310円 従来型個室（特養） 820円 従来型個室（老健・療養型） 1,310円 多床室 370円	650円 (1,000円※)
第3段階 ②	市民税非課税世帯で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が120万円超の人	ユニット型個室 1,310円 ユニット型個室的多床室 1,310円 従来型個室（特養） 820円 従来型個室（老健・療養型） 1,310円 多床室 370円	1,360円 (1,300円※)

※（ ）は短期入所サービス（ショートステイ）利用時の食費となります。

※その他の合計所得金額のうち雑所得の計算には公的年金等（課税年金）に係るものは算入しません

注：世帯（別居の配偶者を含む）が課税世帯により対象外となった方でも、要件を満たせば受けられる制度で「**特例減額措置制度**」があります。詳細について、ご不明な点は高齢者介護課 介護保険担当（電話 71-2472）まで、お問い合わせ下さい。

